

令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

しょう ぎゃく し さん

日頃より、本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税対象の固定資産には、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）があります。
償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在における償却資産の各事項について、資産の所在する市町村長への申告が義務付けられています。（地方税法第383条）

事業を行っている方は、この手引きを参照の上、申告書を作成し、期限（毎年1月31日）までに静岡市役所固定資産税課へ提出してください（提出先詳細は、裏表紙をご覧ください）。

※該当資産を所有していない方 申告書式は、償却資産所有者（納税義務者）と考えられる方へお送りする場合があります。申告書式の送付を受けた方が、該当資産を所有していない場合は、償却資産申告書の備考欄へその旨を記載し提出してください。ご協力をお願いいたします。（地方税法第353条）

提出期限は毎年1月31日です。

（土日の場合は、翌月曜日）
期限間近になりますと窓口が大変混雑します。

1月15日（月） までの提出にご協力ください。

【お願い】 償却資産申告書を、独自に作成して提出する又は eLTAX で提出する場合は、静岡市から送付した書類（ハガキ含む）の「整理番号」を、申告書整理番号欄（所有者コード欄）へ必ず記入してください。

申告の方法と書き方

13 ページ

～今年度、特にご注意いただきたい点～

- ・ 中小事業者等が取得した先端設備の特例及び申告方法について

15 ページ

静岡市

<目 次>

	ページ
1. 償却資産とは	1
（1）固定資産税における償却資産	1
（2）償却資産の種類とその例	1
（3）業種別の主な該当資産	2
（4）家屋と償却資産との区分	4
（5）リース資産	5
（6）大型特殊自動車	5
（7）少額減価償却資産	6
（8）国税との取り扱いの違い	6
2. 償却資産の申告について	7
（1）申告していただく方	7
（2）申告をしない場合、虚偽の申告をした場合	7
（3）提出期限	7
（4）提出先	7
（5）過年度への遡及	7
（6）課税標準等の特例	8
（7）非課税	8
（8）災害減免	8
3. 償却資産の申告から納税まで	9
4. 税額等の算出方法について	10
（1）評価額の算出方法	10
（2）税額の算出方法	10
（3）免税点	11
（4）耐用年数に応ずる減価率	11
（5）耐用年数	12
5. 申告の方法と書き方	13
（1）申告の方法と提出書類	13
（2）中小事業者等が取得した先端設備の特例及び申告方法について	15
（3）売電事業用の太陽光発電システム設置者の申告方法について	16
（4）マイナンバー法施行にともなう申告方法について	17
（5）申告書、種類別明細書の書き方	18
6. 実地調査等のお願い	24
7. よくあるご質問	24

（この手引きは、令和5年9月末現在において作成しております。）

1. 償却資産とは

(1) 固定資産税における償却資産

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で、法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権・ソフトウェアその他の無形減価償却資産、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型特殊自動車は除きます。また、少額資産についても対象とならない場合がありますので、6 ページ（7）を参照し取り扱いを確認してください。

(2) 償却資産の種類とその例

次の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

	種 類	資産の具体例（主なものを例示）
1	構 築 物	煙突、橋、へい、門、焼却炉、駐車場等の舗装路面、広告設備、水槽、貯水池、打込井戸、緑化施設、庭園、フェンス、その他土地に定着する土木施設等、ビニールハウス、テント倉庫（家屋評価されたものは除く）、屋外広告塔、発電・受変電設備、屋外照明設備 等
2	機 械 及 び 装 置	食品業・繊維工業・製材業・製紙業・化学工業・金属業・建設業・その他製造業の機械設備、クレーン・コンベヤーなどの搬送設備、ブルドーザー・パワーショベル・その他の大型特殊自動車（車両ナンバーの分類が「0、00～09」及び「000～099」等の車両）、太陽光発電システム 等
3	船	漁船、釣船、モーターボート、客船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（車両ナンバーの分類が「9、90～99」及び「900～999」等の車両）、構内運搬車、台車 等 * 普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車(これらと同じ所有者が取り付けたカーナビゲーションを含む)は該当しません。
6	工具、器具及び備品	測定器具、取付工具、切削道具、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、陳列ケース、テレビ、応接セット、エアコン、冷蔵庫、看板、業務用の備品、自動販売機、医療用機器 等

次のような資産も 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ・ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ・ 建設仮勘定の資産（建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分が事業の用に供している資産）
- ・ 償却済資産（耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価額のみ計上されている資産）
- ・ 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

(3) 業種別の主な該当資産

業 種	主 な 該 当 資 産
各業種共通のもの	駐車場設備、自走式プレハブ駐車場（1層2段のみ）、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具

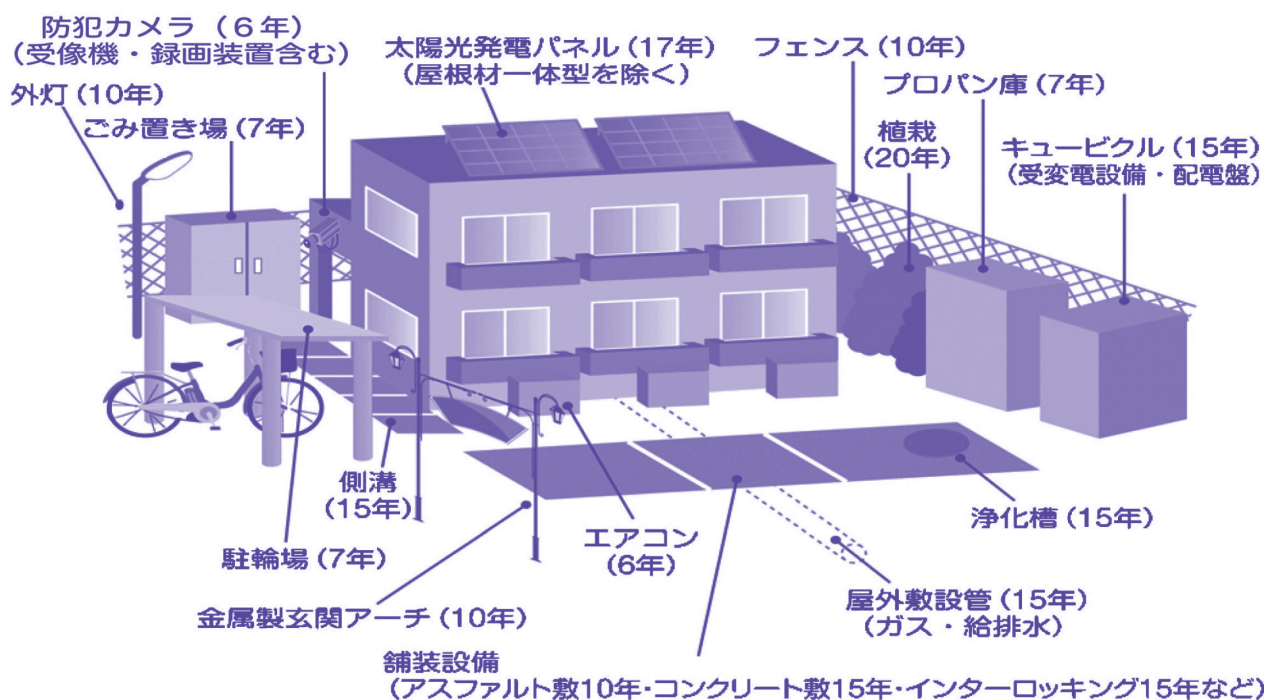
※ただし、家屋として評価されているものは除く。4ページ(4)家屋と償却資産との区分を参照。

アパート経営や事業を行っている方は 償却資産の申告が必要です

駐車場やアパートを貸し付けていたり、工場や商店などを経営していたりする法人や個人が所有している、土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。

【例】 アパート、事業用建物に関する主な償却資産は次のとおりです。

※（ ）内の年数は一般的な耐用年数の例示



耐用年数は一般的な耐用年数の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

賃貸マンションの場合は、一般的に次のような資産があると考えられます。

- ・構築物 : 駐車場のアスファルト舗装（車止め、白線を含む。）、周囲のネットフェンス・側溝、壁面文字、外灯、物置、自転車置場、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管
- ・電気設備 : 受変電設備、外灯（屋外配線・配管を含む。）
- ・器具・備品 : 集合郵便受け、家具付きマンションの場合のエアコン・冷蔵庫・テレビ・収納家具等

※建物は家屋として課税されるため、償却資産の申告対象外です。

家屋には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建物附属設備がありますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので、申告をお願いします。

(4) 家屋と償却資産との区分

事業用家屋の建築設備のうち家屋所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって効用を高めるものは、家屋の一部として取り扱われますが、それ以外については償却資産として取り扱われます。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建 築 工 事	外壁・内装・造作等	床・壁（外・内）・天井仕上、店舗造作等一式	○			◎
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	監視カメラ（ITV） 設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	太陽光発電設備	屋根材一体型ソーラーパネル	○			
		上記以外の設備		◎		◎
給 排 水 衛 生 設 備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	局所式給湯設備 （電気湯沸器・ ガス湯沸器）	給湯器（流し用等）		◎		◎
		給湯器（浴室、床暖房用等）、給湯管	○			◎
	局所式給湯設備 （貯湯式）	電気温水器（流し用等）		◎		◎
		機器等一式（浴室、床暖房用等）	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、 ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等、 火災報知器	○			◎
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型、据置型等）		◎		◎
		家屋と一体となっている設備（天井埋込型等）	○			◎
そ の 他 工 事	外構工事	工事一式（門、扉、舗装、緑化施設等）		◎		◎

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

※家屋と建築設備等の所有者が異なる場合（テナントが施工した内装等）

ビル等を借り受けて事業をされている賃借人（テナント）の方が、内装等（家屋の附帯設備）を施工されている場合は、賃借人（テナント）の方が償却資産として申告してください。施工した附帯設備は、償却資産の「構築物」に区分されます。

（地方税法第 343 条第 10 項、静岡市税条例第 58 条第 8 項）

（５）リース資産

原則としてリース会社等（貸主）が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますのでご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース （所有権移転外ファイナンスリース等）	貸主
売買にあたるようなリース （所有権留保付売買として扱うリース等）	借主

※ 1 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者であるリース会社等（貸主）が申告する必要があります。

※ 2 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

（６）大型特殊自動車

車両ナンバーが、「0 及び 00～09、000～099、9 及び 90～99、900～999」の大型特殊自動車は申告の対象となります。

※次の表に掲げる要件を一つでも満たす車両は、大型特殊自動車に該当します。償却資産として申告される場合は事前にカタログ等でご確認ください。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/hを超えるもの			
上記以外のもの	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/hを超えるもの	4.7mを超えるもの	1.7mを超えるもの	2.8mを超えるもの

（道路運送車両法施行規則第 2 条別表第 1 による）

(7) 少額減価償却資産

いわゆる「少額資産」については、償却資産の申告対象とならないものもあります。申告対象となるかどうか下表を参考にしてください。

○：申告対象 ×：申告対象外

	取得価額	固定資産税	国 税
個人の場合	10 万円未満	×	必要経費
	10 万円以上	×	3 年間一括償却
	20 万円未満	○	減価償却
	20 万円以上	○	減価償却
法人の場合	10 万円未満	×	損金算入
		×	3 年間一括償却
		○	減価償却
	10 万円以上	×	3 年間一括償却
	20 万円未満	○	減価償却
	20 万円以上	○	減価償却

ただし、租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定により、中小事業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の合計額 300 万円までを必要経費又は損金に算入した場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

(8) 国税との取り扱いの違い

固定資産税と国税（所得税・法人税）の主な取り扱いの違いは次のとおりです。

項 目	固定資産税	国 税
基 準 日	賦課期日（1 月 1 日）	事業年度末
減 価 償 却 資 産 の 償 却 率	固定資産評価基準別表 15 に記載されている減価率（旧定率法の率と同じ。） 11 ページをご覧ください。	定率法又は定額法 【定率法選択の場合】 平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産 定率法 平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産 旧定率法
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	×	○
特別償却、割増償却の制度	×	○
増 加 償 却 の 制 度	○	○
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5/100	備忘価額（1 円）
改 良 費 の 評 価	区分評価（改良部分については本体と区分して評価する。）	原則区分、一部合算評価も可
事 業 占 有 割 合 に よ る 取 得 価 額 の あ ん 分	×	○

○…認められるもの、×…認められないもの

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

事業を行っている方で（工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど）、土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方です。

毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を区ごとに分けて申告してください。（地方税法第383・737条）

なお、該当資産がない方や、これまでの資産に変更がない方も、申告書が送付された場合には必ず申告をしてください。

(2) 申告をしない場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により過料又は罰金等が科せられます。期限までに必ず申告をしてください。

（地方税法第385条・第386条、静岡市税条例第82条）

(3) 提出期限

毎年1月31日です。 ※土曜日もしくは日曜日の場合、翌月曜日です。

期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。1月15日（月）までの提出にご協力ください。

(4) 提出先

市役所固定資産税課へ提出してください。（所在地は裏表紙をご覧ください。）

※清水市税事務所、駿河税務センター、井川支所、長田支所、蒲原支所では申告書の受付のみとなります。

※郵送で提出される方で、申告書（控用）に受付印を必要とされる方は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください（返信用封筒と、切手がない場合は、返送することができません。）。

※1つの封筒に複数の区の申告書を入れて提出される場合は、区ごとにクリップやホチキス等で留めて、封入してください。

(5) 過年度への遡及

令和5年1月1日以前に取得した資産で、申告もれ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。

ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とします。

※遡及により追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、一括納付となりますので、

ご注意ください。遡及分の納税通知書の発送は、6月末以降を予定しています。

(6) 課税標準等の特例

地方税法第 349 条の 3 及び第 349 条の 3 の 4 並びに同法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 56 条及び第 64 条の規定に該当する資産について、課税標準の特例が適用されます。

これに該当する資産がある方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に必ず適用条項を記載し、その内容を確認できる関係資料を提出してください。

主な特例

条項（地方税法）		対象資産	特例内容
第 349 条の 3	第 5 項	内航船舶	2 分の 1
附則第 15 条	第 25 項	再生可能エネルギー発電設備	最初の 3 年間 軽減割合は設備によって 異なります。
	第 32 項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 (施設の補助金を最初に受けた者に限る)	最初の 5 年間 3 分の 1 (R5.4.1-R6.3.31 取得)
	第 45 項	中小事業者等が新規に取得した先端設備等	最初の 3 年間 2 分の 1 (3 分の 1 の場合は P15 参照)

※特例によっては、取得期間が定められているものもあります。

※また、提出書類につきましては本紙 14-15 ページをご参照いただくか、直接市役所固定資産税課までお問合せください。

(7) 非課税

地方税法第 348 条に規定する資産は、非課税の対象となります。

これに該当する資産がある方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に必ず適用条項を記載し、「固定資産税・都市計画税非課税申告書※」及び関係資料を提出してください。

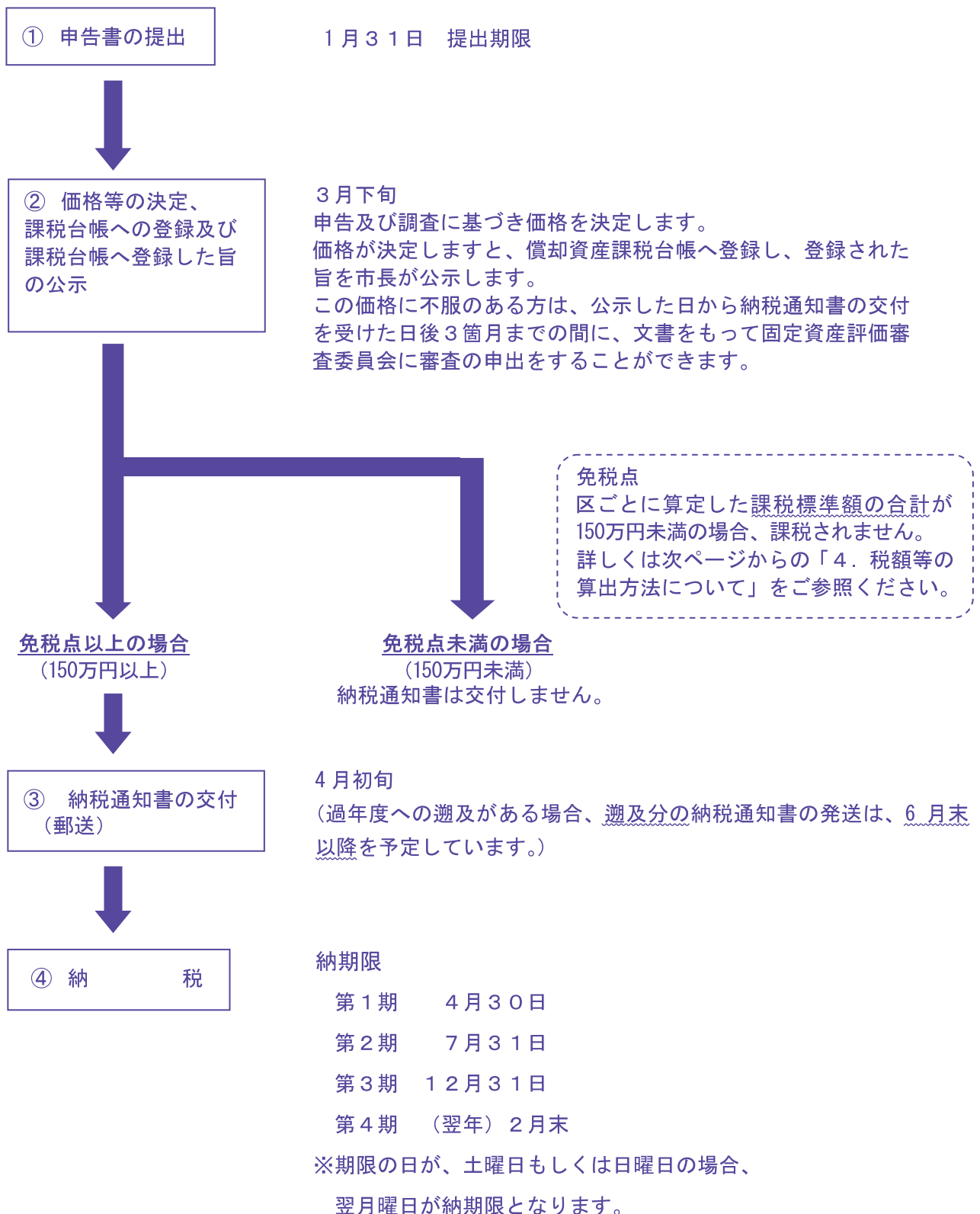
※様式は、静岡市のホームページからダウンロードすることができます。(→裏表紙参照)

(8) 災害減免

災害等により著しく資産価値を減じ、または滅失した償却資産については、静岡市税条例に基づき、課税年度分について到来する納期から税額が減免される制度があります。

(静岡市税条例第 77 条第 1 項第 3 号、施行規則第 7 条第 3 号ウ)

3. 償却資産の申告から納税まで



※ 納付には口座振替が大変便利です。是非ご利用ください。
口座振替については、市役所納税課（054-221-1031）へお問合せください。

4. 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

評価額は、1月1日現在における、それぞれの資産ごとの取得年月・取得価額・耐用年数をもとに算出します。

【前年中に取得した資産】 $(\text{評 価 額}) = \text{取得価額} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価額} \times A$	$r = \text{減価率}$ $A = \text{減価残存率}$ (前年中に取得のもの)
【前年前に取得した資産】 $(\text{評 価 額}) = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$	$B = \text{減価残存率}$ (前年前取得のもの)

- ・ r 、 A 、 B については、11 ページ(4)「耐用年数に応ずる減価率表」を参照してください。
- ・ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(2) 税額の算出方法

税額は、課税標準額に基づいて算出します。

課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合算した額（決定価格）です。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

$$\begin{array}{ccccc} \text{課税標準額} & \times & \text{税率} & = & \text{税額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) & & (1.4\%) & & (100 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array}$$

<計算例（概算）>

提出していただいた申告書や調査をもとに、計算のうえ税額を算定します。

【評価額】

※詳細はP11(4) 参照

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率※	評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年9月	2,700,000 円	15年	0.142	2,700,000 円 $\times (1 - 0.142 \times 1/2) =$ 2,508,300 円 A (令和6年度評価額)	A + B 3,051,736
看板	令和4年2月	1,600,000 円	3年	0.536	1,600,000 円 $\times (1 - 0.536 \times 1/2) =$ 1,171,200 円 (令和5年度評価額) 1,171,200 円 $\times (1 - 0.536) =$ 543,436 円 B (前年度評価額) (令和6年度評価額)	円 (令和6年度評価額、 特例が無ければ令和 6年度課税標準額)

【税 額】 3,051,000 円 $\times 1.4\% = 42,714$ 円
(1,000円未満切り捨て)

令和6年度税額 42,700 円
(100円未満切り捨て)

(3) 免税点

償却資産については、課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合には固定資産税が課税されません。この基準値を「免税点」といいます。

免税点の判断は、区ごとに、一の納税義務者が所有する償却資産すべてを合わせた課税標準額によって行います。

(4) 耐用年数に応ずる減価率

固定資産評価基準別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 のもの A	前年前取得 のもの B
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926

※減価率は、耐用年数表（財務省令）の旧定率法の償却率と同じです。

<その他の耐用年数>

- ①中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ②短縮耐用年数・・・法人税法又は所有税法の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた耐用年数。

(5) 耐用年数

詳細については、以下の表や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より作成（主な資産の耐用年数のみ）

資産の種類	資産の名称		耐用年数
建物附属設備	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	構築物	広告用のもの	金属造のもの
その他のもの			10
緑化施設及び庭園		工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20
舗装道路及び舗装路面		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
船舶	軽合金船		9
	強化プラスチック船		7
	モーターボート及びどう載漁船		4
航空機	ヘリコプター及びグライダー		5
車両及び運搬具	フォークリフト		4
	ラフタークレーン、ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー		注
器具及び備品	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
		その他のもの	8
	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5
	冷房用又は暖房用機器		6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		6

資産の種類	資産の名称		耐用年数
器具及び備品	室内装飾品	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
	電子計算機	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4
		その他のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの		5
	テレタイプライター及びファクシミリ		5
	看板、ネオンサイン及び気球		3
	金庫	手さげ金庫	5
		その他のもの	20
	理容又は美容機器		5
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具		2
	衣しょう、かつら、小道具及び大道具		2
	自動販売機(手動のものを含む。)		5

(別表第一 建物・機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 抜粋)

資産の種類	資産の名称		耐用年数
機械及び装置	食料品製造業用設備		10
	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
	家具又は装備品製造業用設備		11
	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
	電気機械器具製造業用設備		7
	農業用設備		7
	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		5
	通信業用設備		9
	飲食店業用設備		8
	その他の設備(主に金属製のもの)(太陽光発電設備)		17
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13

(別表第二 機械及び装置の耐用年数表 抜粋)

注「車両及び運搬具」ではなく「機械及び装置」の耐用年数です。

5. 申告の方法と書き方

(1) 申告の方法と提出書類

・複数の区に資産をお持ちの方は、区ごとに申告書を作成してください。

P18～23 申告書記載例を参照して下さい。

・申告書、種類別明細書等が必要な方は、固定資産税課までご連絡ください。

なお、市のホームページからもダウンロードできます。

静岡市 償却資産申告書  をご覧ください。

＜初めて申告される方＞・・・**全資産を申告してください。**

申告対象者	1. 令和5年1月2日以降に静岡市の各区で事業を開始された方 2. 申告書に「全資産申告」の表示がある方
申告内容	令和6年1月1日現在、静岡市の各区に所有している事業用の全ての償却資産
提出書類	1. 償却資産申告書の提出用（緑色） 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の提出用、入力用（緑色）
その他	1. お持ちの資産の多少にかかわらず必ず申告してください。 2. <u>該当する資産がない場合は、「償却資産申告書」の「18. 備考」欄の「2. 該当する資産なし」に○をつけて提出してください。</u>

＜前年度以前に申告されている方＞・・・**増減した資産を申告してください。**

申告対象者	前年度（令和5年度）までに申告されている方
申告内容	前回申告後から令和6年1月1日までに増加・減少した資産 （「あなたが所有している全資産の一覧表」をご参照ください。）
提出書類	1. 償却資産申告書（提出用）（緑色） 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）（提出用、入力用）（緑色） 3. 種類別明細書（減少資産用）（提出用）（赤色）
その他	1. 資産の <u>増減がない場合は、「償却資産申告書」の「18. 備考」欄の「1. 前年中資産の増減なし」に○をつけて提出してください。</u> 2. <u>廃業・解散・転出等により申告すべき資産がなくなった場合には、「償却資産申告書」の「18. 備考」欄にその旨を記入の上、提出してください。</u> 3. <u>相続があった場合、「18. 備考」欄の「5. その他」の記入欄に「○月△日 被相続人□□□から相続」と記入してください。</u> ※パソコン等を利用して、独自に作成した申告書で提出する場合は、静岡市から送付した申告書（償却資産課税台帳）（提出用） <u>右上の整理番号を記入し、あわせて返送してください。</u> ※すでに申告した内容に誤りがあった場合、申告用紙に「修正申告」と記入し、正しい内容で再度提出してください。 新たにeLTAXで申請する場合も、 <u>整理番号を所有者コードに入力して提出するようお願いします。</u>

＜電算処理により申告をされる方＞……全資産を申告してください。

自社等の電算処理により申告書を作成される方は、毎年度すべての資産を次の形式で申告してください。

申 告 書	1. 法定様式（26 号様式）により、全ての事項を記載の上、申告してください。 ※右上 <u>整理番号の転記</u> も忘れずに
種類別明細書	1. 種類別明細書の全ての事項を記載してください。 2. <u>全ての資産について「評価額」を算出し、価額欄に記入してください。</u> 3. 一般の償却資産にかかる <u>評価額の最低限度は取得価額の 5%です。</u> 4. 評価額算定のための減価率は、11 ページで確認してください。 5. 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。 6. 資産種類ごとに区分し、それぞれの合計額を記載してください。 7. 資本的支出にかかる改良費については新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行ってください。

＜その他提出資料について＞

次のような資産がある場合には、その内容を種類別明細書の摘要欄に記載するとともに、以下の書類を必ず添付してください。

- ・ 増加償却・・・・・・・・・・増加償却の届出書（写）
- ・ 短縮耐用年数・・・・・・・・耐用年数の短縮の承認通知書（写）
- ・ 陳腐化資産※・・・・・・・・陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書（写）
- ・ 非課税資産・・・・・・・・固定資産税・都市計画税非課税申告書
内容を確認できる関係書類（写）
- ・ 課税標準の特例がある資産・・・・内容を確認できる関係書類（写）

※陳腐化資産について

平成 23 年税制改正において、陳腐化資産の規定（旧法人税法施行令第 60 条の 2 及び旧所得税法施行令第 133 条の 2）は、廃止されました。

（平成 23 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度及び平成 23 年以前の各年分において、旧令の規定による承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の償却限度額及び償却費の計算については、経過措置の規定により引き続き適用となります。）

(2) 中小事業者等が取得した先端設備の特例及び申告方法について

令和5年度の法改正により、中小事業者等が、「中小企業等経営強化法」における先端設備等導入計画に基づき取得した償却資産について、一定の要件を満たす場合には、固定資産税の課税標準額が3年間にわたり $1/2$ に軽減されます。また、雇用者給与等支給額に係る要件を合わせて満たしている場合は、3年間は5年間又は4年間へ、 $1/2$ は $1/3$ へ、変更となります（※2参照）。

1 特例の対象となる中小事業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者及び中小事業者をいいます。

- (1) 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- (2) 資本や出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

2 特例の対象となる資産

以下の要件を満たすものです。（中古資産は対象になりません。）

- (1) 静岡市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したもの
- (2) 当該計画に係る先端設備導入により、投資利益率が年平均5%以上向上するもの
- (3) 下表の要件を満たすもの

設備の種類	1台1基又は一の取得価額	取得期間
機 械 装 置	160万円以上	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（※2）（※3）
工 具	30万円以上	
器 具 備 品	30万円以上	
建物附属設備（※1）	60万円以上	

（※1）償却資産として課税されるものに限る。

（※2） $1/3$ の特例率を受ける場合の適用期間は取得時期により変わり、制度開始から令和6年3月31日までは5年間、令和6年4月1日から令和7年3月31日までは4年間

（※3）令和5年度地方税法改正前の先端設備等設備の特例適用は、令和5年3月31日取得分まで

3 償却資産の申告方法について

申告において対象となる資産がわかるように、種類別明細書の摘要欄に「先端設備」と記載してください。申告書とあわせて以下のものを添付してください。

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（別紙を含む）の写し
当該計画書内で、従業員へ賃上げ方針を表明したことを確認できる場合： $1/3$ 特例率適用
- (2) 先端設備等導入計画認定書の写し
- (3) 認定支援機関確認書のうち「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し

（注）設備取得前に「先端設備等導入計画」の認定を受けることが必須です。

申請方法等詳細は、
静岡市産業政策課ホームページ
中小企業庁ホームページ

静 岡 市 先端設備 
中小企業庁 先端設備 

新産業係 054-354-2656

（３）売電事業用の太陽光発電システム設置者の申告方法について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産の課税の対象となる場合があります。表１『課税対象について』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認して下さい。課税の対象となる場合は、毎年１月３１日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

表１『課税対象について』

設置者	10kW 未満の太陽光発電設備	10kW 以上の太陽光発電設備
個人（住宅用）	【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	【課税対象】 発電出力 10kW 以上の設備は、売電事業用の資産となるため、事業用資産に該当する。
個人（事業用） 法人	【課税対象】 売電事業用の資産となるため、事業用資産に該当する。	【課税対象】 売電事業用の資産となるため、事業用資産に該当する。

※余剰売電、全量売電の契約にかかわらず事業用資産の発電設備は課税対象となります。

※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合にかかわらず発電設備すべてが事業用となり課税対象となります。

※太陽光発電パネルそのものが家屋の屋根材として設置されている場合は、屋根材として家屋の評価に含まれるため償却資産の対象となりません。申告においては、申告書「１８備考欄」の「２資産なし」に○をつけ、その他欄に「屋根材が太陽光パネル」と記載してください。

課税標準の特例について

取得時期	発電出力	特例内容	対象資産及び添付書類
平成 24 年 5 月 29 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	10kW 以上	2／3 (3年間)	固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備 ※経済産業省から受領した、再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写しを添付
平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	10kW 以上	2／3 (3年間)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたものは特例の対象外) ※一般社団法人 環境共創イニシアチブから受領した、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写しを添付
平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	1,000kW 未満 1,000kW 以上		

該当する場合には、種類別明細書の摘要欄に「太陽光特例」と記載し、添付書類を提出してください。

(4) マイナンバー法施行にともなう申告方法について

平成 28 年 1 月 1 日以降に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。これにより、個人の方が個人番号を記載した申告書を提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（課税番号、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付し、提出してください。

なお、eLTAX（電子申告）による申告の場合や、法人の方が法人番号を記載した申告書を提出いただく場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

1. 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	・ 個人番号カード（裏面） ・ 通知カード ・ 住民票（個人番号が記載されたもの）	等
身元確認資料	・ 個人番号カード（表面） ・ 運転免許証、パスポート	等

2. 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	・ 本人の個人番号カード（裏面） ・ 本人の通知カード ・ 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）	等
代理人の身元確認資料	・ 代理人の個人番号カード（表面） ・ 代理人の運転免許証 ・ 代理人の税理士証票	等
代理権確認資料	・ 税務代理権限証書 ・ 委任状	等

※委任状には以下の事項の明記をお願いいたします。

- ① 代理人の住所、氏名 ② 委任した内容 ③ 委任した日付
- ④ 委任者に関するア～エの事項
 - ア. 氏名 イ. 住所 ウ. 押印 エ. 連絡先電話番号

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、今年度については、マイナンバーの記載がない場合や、本人確認資料の不備等がある場合においても申告書は受理します。

償却資産申告書の記載例

18

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

- 1 初めて申告される方は、全資産を記入し、前年度以前に申告されている方は、令和6年1月1日までに新たに取得した資産を記入してください。また、他区や他市町村にある事業所から移転してきた資産、申告がもれていた資産について、記入してください。
- 2 この明細書はこのまま機械で処理しますので、もれがないよう丁寧に記入してください。

先端設備の記載例

										1	2	3	4	5	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
										構築物	機械・装置	船舶	航空機	車両	工具・備品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
行番号	資産の種類	資産コード			資産の名称等					数	取得年月		取得価額				耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	増加事由	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		20	21	22	61	62	64	65	66	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
01		0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

種類別明細書(増加資産・全資産用)

種類ごとに用紙を替えて、該当資産番号に○印をつけてください。

令和 6 年度

整理番号

02

記入の必要はありません。

1 2 3 4 5 6

構築物 機械・装置 船舶 航空機 車両 工具・備品

所有者名

静岡 株式会社

2枚のうち

2枚目

第二十六号様式別表一

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
01		00	エアコン	1	450505	250 000	06					1・2 3・4	
02		01	自動販売機	2	453106	1 354 000	05					1・2 3・4	申告もれ
03		02	複写機	1	455705	1 180 000	05					1・2 3・4	〇〇市から移動
04		03	パソコン	1	450401	200 000	04					1・2 3・4	
05		04			45							1・2 3・4	
06		05			45							1・2 3・4	
07		06			45							1・2 3・4	
08		07			45							1・2 3・4	
09		08			45							1・2 3・4	
10		09			45							1・2 3・4	
11		10			45							3・4	
12		11			45							1・2 3・4	
13		12			4							1・2 3・4	
14		13										1・2 3・4	
15		14										1・2 3・4	
16		15										1・2 3・4	
17		16										1・2 3・4	
18		17										1・2 3・4	
19		18			5							1・2 3・4	
20		19			45							1・2 3・4	
※申告もれの資産については、摘要欄に「申告もれ」と明記してください。				小計	4				2 984 000			1新品取得 2中古品取得 3移動による受入れ 4その他	

該当する資産の種類の番号に○をつけてください。
※種類ごと用紙を替えてください。

氏名または名称を記入してください。

該当する増加事由の番号に○をつけてください。
1…新品取得
2…中古品取得
3…移動による受入れ
4…その他(摘要欄に事由を記入してください)

※3及び4に該当する資産の内、耐用年数の改正対象資産である場合、摘要欄に改正前の旧耐用年数を記入してください。
※移動による増加の場合、必ず摘要欄に移動の旨を記入してください。
※非課税に該当する資産、課税標準の特例に該当する資産については、摘要欄に適用条項を記載してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数、中古資産の耐用年数を採用している場合は、その耐用年数を記入しその旨を摘要欄に記入してください。

20文字の範囲内で正確に記入してください。
(漢字の入力も可能です。)

※大型特殊自動車の場合は車両ナンバーも記入してください。

資産を実際に取得した年号に○をつけ、年月を記入してください。
↓
年号 昭和…3
平成…4
令和…5
※昭和に取得した資産の場合、4・5を二重線で消し、3を記入してください。

記入の必要はありません。
ただし、電算処理による全資産申告をされる方は記入してください。

償却資産を取得するため に支払った金額(購入手数料、運搬費、関税、保険料等を含む。)を記入してください。
※消費税は、税込経理方式を選択の場合、消費税を含んだ金額を記入してください。
※圧縮記帳は地方税法 ではありませんので、圧縮前の取得価格を 記入してください。
(「申告の手引」6ページ をご覧ください。)

種類別明細書(減少資産用)の記載例

- 1 前年中(前回申告から令和6年1月1日まで)において売却・滅失・他区や他市町村への移動等により減少した資産について、記入してください。
- 2 もれがないよう、丁寧に記入してください。

令和 6 年度

※整 理 番 号

01記入の必要はありません。

種 類 別 明 細 書 (減 少 資 産 用)

資産の種類・抹消コードは必ず記入してください。

所有者名

静岡県 株式会社

1枚のうち

1枚目

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分			摘 要
									1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部	
01	2	40600100	フリス盤	1	H 5 3	875 000	8		1・2・3・4	1・2	令和4年8月	
02	6	40800102	自動販売機	1	H 7 6	472 000	5		1・2・3・4	1・2	〇〇市へ移動	
03	6	40800106	クーラー	1	H 7 7	160 000	6		1・2・3・4	1・2	残額 残数 320,000円 2台	
04									1・2・3・4	1・		
05	5								1・2・3・4	1・		
06									1・2・3・4	1・		
07									1・2・3・4	1・		
08									1・2・3・4	1・		
09									1・2・3・4	1・		
10	10								1・2・3・4	1・		
11									1・2・3・4	1・		
12									1・2・3・4	1・		
13									1・2・3・4	1・		
14									1・2・3・4	1・2		
15	15								1・2・3・4	1・2		
16									1・2・3・4	1・2		
17									1・2・3・4	1・2		
18									1・2・3・4	1・2		
19									1・2・3・4	1・2		
20	20								1・2・3・4	1・2		
小 計				3		1 507 000						

氏名または名称を記入してください。

「あなたが所有している全資産の一覧表」に記載されている該当資産の、左端の資産コード(種類・抹消コード9桁)を転記してください。
※コードは正確に転記してください。

「あなたが所有している全資産の一覧表」から該当資産の名称等の内容を転記してください。

一部滅失等の場合は、減少した資産の数量を記入してください。

該当する減少事由の番号に○をつけてください。

「あなたが所有している全資産の一覧表」の取得価格欄の額及び耐用年数を転記してください。
一部滅失等の場合は、減少金額を記入してください。

前年より前に除却等した場合は、その年月を記入してください。

減少した事由について具体的に記入してください。

一部減少の場合、残額及び残数を記入してください。

該当する番号に○をつけてください。

※一部減少の場合は、減少後の数量及び金額を摘要欄に記入してください。

葵区課税分

あなたが所有している全資産の一覧表

所有者住所または所在地		静岡市葵区追手町5番1号					
資 産 コ ー ド		資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 格	耐 用 年 数	
種 類	抹 消 コ ー ド						
6	40800102	自動販売機	1	H 7 6	472 000	5	
6	40800106	クーラー	3	H 7 7	480 000	6	
		⋮					
		⋮					

※「あなたが所有している全資産の一覧表」…前年度までに静岡市に申告されたあなたの全資産が区ごとに載っています。

6. 実地調査等のお願い

申告書の提出時や提出後に、固定資産台帳又は国税申告書添付書類（減価償却資産の明細書の写し）の提出をお願いする場合があります。

また、実地調査にお伺いし、固定資産台帳、決算書、帳簿類等を閲覧させていただくことがあります。書類の提出や実地調査の際は、ご協力をお願いします。

（地方税法第 353 条・408 条）

7. よくあるご質問

Q. どのようなものが償却資産なのでしょうか？

A. 会社や個人で、工場や商店などを営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりする方が、その事業のために使用する構築物、機械、装置、器具、備品などをいい、市税である「固定資産税」の課税対象となります。

⇒ 1 ページへ

Q. 償却資産の申告書はどんな人に送られてくるのですか。また、送られてこない人は申告しなくてもよいのですか？

A. 申告書は、各区内において事業を営んでいると思われる方に送付されます。また、申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人および個人は、それらの資産が所在する市町村へ必ず申告しなければなりません。

⇒ 7 ページへ

Q. 税務署へ確定申告をしていますが、市役所へ償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A. 税務署へ申告している方でも、償却資産については市役所へ申告してください。税務署への申告は、国税に関するものであり、市役所への申告は地方税（固定資産税）に関するものです。

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も償却資産の申告をしなければならないのですか？

A. 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限り、申告をする必要があります。なお、固定資産税償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の 5 % です。

Q. 申告の対象となる資産の耐用年数がわかりません。

A. 詳しくは、12 ページ「(5) 耐用年数」または「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。

Q. 全国規模で展開している会社で、各地に工場、支社があります。どこの市町村に償却資産の申告をすればよいのでしょうか？

A. 償却資産の申告は、当該償却資産が所在する市町村に行うことになっていますので、各工場、各支社が所在する市町村ごとに、別々に申告していただくことになります。

Q. 現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか？

A. 稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象になります。P1遊休資産参照。

事業所税のお知らせ

本市を含む人口 30 万人以上の都市において、都市環境の整備及び改善に関する費用に充てるため、市内で一定規模以上の事業を行う法人又は個人に対し事業所税が課税されます。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内において事業を行う法人又は個人	
課税標準と税率	市内の事業所床面積 (㎡) × 600 円 (税率)	市内の従業者給与総額 (円) × 0.25% (税率)
免税点 ※決算期末日の 現況で判定します。	市内の事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下 (非課税部分を除く) の場合課税されません。	市内の従業者数の合計が 100 人以下 (非課税に係る者を除く) の場合 課税されません。
申告納付期限	納税義務者が自ら事業所税額を所定の様式にて申告し、納付する必要があります。 法人：事業年度の終了日から 2 ヶ月以内 個人：課税期間 (1 月 1 日から 12 月 31 日) の翌年の 3 月 15 日	

※免税点を超えていなくても、事業所床面積 800 ㎡以上又は従業者数 80 人以上の場合は、申告のみしていただく必要があります。

事業所税の申告に関することは、静岡市役所市民税課法人課税係 (TEL 054-221-1039) までお問い合わせください。

市ホームページ URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/190_000078.html

◎静岡市ホームページ

・償却資産について

静岡市 償却資産



・償却資産申告書等のダウンロードについて

静岡市 償却資産申告書



◎申告書の提出には、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください。

電子申告の申告データ等の作成に係る具体的な操作方法は下記にお問合せください。

<ヘルプデスク>

eLTAX ホームページ

エルタックス



電話：0570-081459 （左記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019）

受付：月～金（祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は除く）9:00 ～ 17:00

◎お問合せ先・申告書の提出先

静岡市役所静岡庁舎

新館 2 F 26番窓口

固定資産税課 償却資産係

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1048

FAX 054-221-1113

※FAX での申告書の提出は受け付けておりません



【交通】JR「静岡駅」から徒歩10分

静鉄電車「新静岡駅」から徒歩5分

静鉄バス「県庁・静岡市役所葵区役所」下車

同封の返信用封筒以外の封筒を使う場合等に、
切り取って宛名としてご利用ください。

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 固定資産税課

償却資産係 行

（この封筒に入っている申告書の区に○をつけてください。）

葵

駿河

清水